

鳥栖市訓令第12号

鳥栖市職員の勸奨退職取扱規程（昭和39年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月15日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥栖市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する<u>勸奨による職員の退職（以下「勸奨退職」という。）</u>の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(適用基準)</u></p> <p>第2条 <u>この規程に定める勸奨退職の取扱いは、勸奨退職を行おうとする職員で、第4条に規定する申出を行い、受理されたものに適用する。ただし、任命権者が退職の理由を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分によるものと認める場合は、適用しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥栖市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第75号。以下「条例」という。）<u>第4条第1項及び第5条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職する職員</u>の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(非違該当職員)</u></p> <p>第2条 <u>前条の非違に該当する職員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により停職（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）にされた者</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員で、退職の直接の原因が、本人の非違による</u></p>

(退職日)

第3条 勸奨退職により退職する職員の退職日は、勸奨を行った年度の3月31日とする。ただし、任命権者が特に認めた場合は、年の中途を退職日とすることができる。

(退職の申出)

第4条 勸奨退職を希望する職員は、勸奨退職を希望する年度の7月1日までに申出を行うものとする。ただし、任命権者が特に認めた場合は、当該年度末を限度に延長することができる。

2 退職を申出ようとする者は、所属長を経て退職願（様式第1号）を任命権者に提出するものとする。

ことが明らかである者

(退職の日)

第3条 勸奨により退職する職員の退職の日は、勸奨を行った年度の3月31日とする。ただし、任命権者が特に認めた場合は、年の中途を退職の日とすることができる。

(退職の勸奨)

第4条 市長は、組織の年齢構成を適正化し、組織の活性化を図るため勸奨を行う必要があると認める年度に、勸奨を希望する職員の募集を行うことができる。

2 市長は、前項の募集を行うに当たっては、募集の人数、期間その他必要な事項を職員に周知しなければならない。

3 第1項の募集に応募しようとする職員は、勸奨希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）により、任命権者に申請しなければならない。

4 前項の申請を受けた任命権者は、市長と協議し、当該申請を認定したときは勸奨退職認定通知書（様式第2号）により、認定しないときは勸奨退職不認定通知書（様式第3号）により職員に通知しなければならない。

5 第3項の申請を行った者が、当該申請の取下げを行いたい場合は、直ちに任命権者に申し出なければならない。ただし、前項の規定による勸奨退職認定通知書又は勸奨退職不認定通知書により通知を受けた職員は、当該申請の取下げをすることはでき

<p>(勸奨退職の失効)</p> <p>第5条 <u>第2条の勸奨退職の申出を受理された職員が、第3条に規定する退職日までの間に第2条ただし書の規定に該当した場合には、勸奨退職はその効力を失う。</u></p> <p>(退職手当の特例措置)</p> <p>第6条 <u>勸奨退職する職員に対して支給する退職手当は、条例第5条の3及び第6条の3に基づく勸奨退職の規定を適用して支給するものとする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 略</p>	<p><u>ない。</u></p> <p>(勸奨退職の失効)</p> <p>第5条 <u>前条第4項の規定により勸奨退職認定通知書による通知を受けた職員が、第3条に規定する退職の日までの間に第2条に規定する非違に該当する職員となった場合は、勸奨による退職はその効力を失う。</u></p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 <u>勸奨を受けて退職をする職員に対する退職手当は、条例の定めるところによる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 略</p>
--	---

様式第1号を次のように改める。

<p>様式第1号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">勸奨希望者の募集に係る応募申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>	
(任命権者)	様
<p>私は、鳥栖市職員の勸奨退職取扱規程第 条の規定により、勸奨退職希望者の募集に応募します。</p>	
1 応募申請者	<p>所属部課名</p> <p>職 氏 名 (自署)</p>
2 生年月日	<p>年 月 日 (満 歳)</p>
3 入庁年月日	<p>年 月 日 (在職 年 月)</p>
4 退職希望年月日	<p>年 月 日</p> <p>※退職希望日は、募集実施要項に記載されている期日を記載すること。</p>

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第 2 号

勸奨退職認定通知書

番 号
年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった勸奨希望者の募集に係る応募については、鳥栖市職員の勸奨退職取扱規程第 4 条第 4 項の規定により、認定の決定をしたので通知します。

1 退職すべき期日 年 月 日

2 その他

様式第 3 号

勸奨退職不認定通知書

番 号
年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった勸奨希望者の募集に係る応募については、鳥栖市職員の勸奨退職取扱規程第 4 条第 4 項の規定により、認定をしない旨の決定をしたので通知します。

不認定の理由

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。